行政機関情報公開法·独立行政法人等情報公開法

## 新·情報公開法

New Commentary on Information Disclosure Laws

の逐条解説

[第8版]

宇賀克也

している。

## (5) 速やかな諮問

地方公共団体において, 従前, 不服申立ての審理に長期間を要していた事例 をみると、単に情報公開(・個人情報保護)審査会における審査に時間がかかっ ていた場合のみならず、不服申立てがなされてから諮問がなされるまでに多く の日時を費やしている場合が稀でなかった。地方公共団体の情報公開条例にお いては、情報公開(・個人情報保護)審査会に対して、「速やかに」または「遅 滞なく」諮問しなければならないと規定しているものが少なくないが、本条に は、その趣旨の規定は明示的にはおかれていない。しかし、審査請求に対する 裁決をすべき行政機関の長は、本条1項1号・2号の場合に該当しないかを迅 速に調査し、該当しないと判断したときには、速やかに諮問手続をとるべきこ とは当然である。「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処 理に関する取扱方針(各府省申合せ等)」中の「不服申立て事案の事務処理の 迅速化について | (平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)は、「各行 政機関は,不服申立てがあった場合,的確な事務処理の進行管理を徹底するこ とにより、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて 調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日 から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の 事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにす ることとする」「特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまで に90日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由(特段の 事情)等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする」、「不服 申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況 と見通し等を回答するものとする」としている(同申合せは、審査会答申後の裁 決についても迅速化のために類似の定めをしている)。

なお,情報公開条例の中には、審査請求がされてから審査会へ諮問するまで の期限を法定しているものもある(高知市は15日以内,福岡市は30日以内)。渋 谷区情報公開条例 11 条 1 項柱書は、審査請求があったときに渋谷区個人情報 の保護及び情報公開審査会に「遅滞なく」諮問する義務を課しているが、諮問 が大幅に遅れた事案において、東京地判平成24・7・10判時2170号37頁は、



## 新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕

New Commentary on Information Disclosure Laws, 8th ed.

2002 年 1 月 30 日 初 版第 1 刷発行 2004 年 3 月 30 日 第 2 版第 1 刷発行 2006 年 5 月 30 日 第 3 版第 1 刷発行 2008 年 5 月 10 日 第 4 版第 1 刷発行 2010 年 8 月 15 日 第 5 版第 1 刷発行 2014 年 3 月 25 日 第 6 版第 1 刷発行 2016 年 10 月 30 日 第 7 版第 1 刷発行 2018 年 12 月 10 日 第 8 版第 1 刷発行

 著者
 字
 賀
 克
 也

 発行者
 江
 草
 貞
 治

 発行所
 型
 有
 要
 閣

郵便番号 101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17 電話 (03) 3264-1314 [編集] (03) 3265-6811 [営業] http://www.yuhikaku.co.jp/

印刷・株式会社理想社/製本・大口製本印刷株式会社 ©2018, Katsuya Uga. Printed in Japan 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。 ISBN 978-4-641-22757-6

**JCOPY** 本掛の無断複写 (コピー) は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。 複写される場合は、そのつど事前に (一社) 出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

į